点　検　実　施　計　画　書

(会社名)

(給油所名)

　　(給油所の所在地)

**地下貯蔵タンク等点検実施計画書**

１　点検実施体制

点検実施に当たり、点検が適正に実施される体制を確保するため、点検責任者及び正、副の点検実施者を次のとおり定める。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　点検実施者（正）（氏名：　　　　　　　）

所長

（氏名：　　　　　　　　）　　　　点検実施者（副）（氏名：　　　　　　　）

２　在庫管理の対象設備

当該施設の在庫管理の対象設備は、次のとおりとする。

⑴地下貯蔵タンク

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| タンク番号№ | 油　種　名 | タンクの設置方法 | タンクの種類 | 容　　量 |
|  |  |  |  | ＫＬ |
|  |  |  |  | ＫＬ |
|  |  |  |  | ＫＬ |
|  |  |  |  | ＫＬ |
|  |  |  |  | ＫＬ |
|  |  |  |  | ＫＬ |
|  |  |  |  | ＫＬ |

⑵漏えい検査管

№１　～　№（　　　　　）　合計本数：（　　　　　）本

３　点検実施者への教育

点検責任者は、点検実施者に対して次の教育を行うものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象者 | 実施時期 | 教　育　内　容 |
| 点検実施者  （氏名　　　　　　） | 点検実施者が点検業務を開始する時及び１年に１回以上行うものとする。 | ⑴　点検義務等に関する基本的事項について  ア　点検実施計画書の意義及び目的  イ　在庫管理に係る消防法令に関する事項  ウ　在庫管理の対象となる設備に関する事項  ⑵　在庫管理の点検方法及び記入方法について  ⑶　漏えい検査管の点検方法及び記入方法につい  て  ⑷　異常時の対応について  　ア　異常の判断基準  　イ　異常時の対応手順 |

４　点検方法

漏えい検査管による確認に加え、危険物の貯蔵又は取扱数量の１／１００以上の精度で在庫管理を行うことにより、１週間に１回以上危険物の漏れを確認する。

⑴　漏えい検査管の点検方法

　　ア　専用工具又はプライヤー等を用いて蓋を開ける。

　　イ　漏えい検査管内に３～５ｍ程度の棒又は金属製巻尺を挿入し、棒又は金属製巻尺に油分が付着していないか目視及び臭いで確認する。

⑵　在庫管理の方法

　　ア　在庫管理を実施する際の在庫量の測定方法は、それぞれ次の測定機器及び器具を用いて行う。

　　　(ｱ)遠隔式液面計

　　　　　地下貯蔵タンクに内蔵された液面感知装置及び屋内に設置された液面表示装置は、有線若しくは無線で遠隔通信されていることから、屋内の液面表示装置の数値を読みとり、在庫量を測定する。

また、測定したデータは、必要に応じて印刷して確認する。

　　　(ｲ)タンク直上式液面計

　　　　　地下貯蔵タンクの上部に設置された液面計測器の数値を読みとり、在庫量を測定する。

　　　　　計測に当たっては、液面計が設置されているタンク上部のマンホールを開け、液面計の数値を直接読み取る。

　　　(ｳ)検尺棒

検尺棒は、タンク容量に対して１／１００以上の精度の目盛りが刻まれたものを使用する。

　　　　①　タンク上部のマンホール内に設置されている検尺口を開け、専用の検尺棒を地下貯蔵タンクの底板に当たるまで静かに挿入するとともに、速やかに引き上げ、検尺棒に付着した油の位置を読みとり、在庫量を測定する。

　　　　②　移動タンク貯蔵所による荷卸し時や荷卸し後は、地下貯蔵タンクの液面が揺れていることから、在庫量の測定は行わない。

③　在庫量の読み取りは、検尺棒に付着した油の位置を読み取ることとするが、付着した油の位置が目盛りと目盛りの間にある場合は、目測で目盛り間を１０等分して読み取ること。

イ　在庫管理の記録は、在庫管理記録表に記入すること。

５　異常の判断

⑴　在庫管理時の異常

　　　週１回以上実施する在庫管理において、著しい増減が発生した場合は異常と判断すること。

⑵　漏えい検査管による点検時の異常

　　ア　挿入した棒等に著しい油分の付着が認められた場合は、異常と判断すること。

　　イ　漏えい検査管から著しい油臭がするか、又は、挿入した棒等に著しい油分が認められた場合は、異常と判断すること。

６　異常時に対応

　⑴　点検実施者は、異常が疑われた場合には速やかに点検責任者に報告するとともに、消防署へ通報する。

　⑵　点検責任者は、点検実施者から異常の疑いがある旨の報告を受けた場合は、異常を確認し、専門業者に依頼するとともに、消防署へ報告する。

　⑶　専門業者は、異常箇所の特定を行うとともに、点検責任者へ報告する。

　⑷　点検責任者は、異常箇所について管理権限者に報告する。

⑸　管理権限者は、点検責任者からの報告を受け、適切な補修、取替え及び改修の工事を計画し、消防署に申請して許可を受け、改修工事を実施する。

　　　　　　　報告　　　　　　　　　依頼

異常の疑い　　　　異常の判断　　　　　　　　検査　　　　　　　改修等

（点検実施者）　　（点検責任者）異常箇所の特定（専門業者）

（氏名　　　　　）（氏名　　　　　　）　　　（　　　　　　）

消防署

　　　　　　　　　　　　　　　　通報　　　　　　　　　　　　　（四日市市消防本部）

申請

許可